

## 第 96 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 20 日（木）14 時 00 分～16 時 15 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
  - (2) 実施機関の職員  
保健福祉局生活福祉部保護課長  
企画調整局情報化戦略部担当課長  
保健福祉局健康部健康政策課担当係長  
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長  
環境局事業系廃棄物対策部担当課長  
交通局高速鉄道部施設課長  
交通局高速鉄道部駅務統括所長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長  
市民参画推進局市民情報サービス課長 ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民情報サービス課長、情報化戦略部担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
2 名
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①生活保護業務にかかる訪問支援・ケース台帳管理システム等の構築について
    - ②市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis との結合について
    - ③高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システムの拡充及び情報項目の追加について
    - ④不法投棄防止カメラの設置について
    - ⑤市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について
    - ⑥インターネット診療予約取得システムの導入について
    - ⑦類型化事項について
  - (2) その他
    - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
    - ②個人情報を取り扱う事務の届出について（報告）
5. 議事要旨  
議題の審議に先立ち、委員任期の満了による委員委嘱（任期令和元年 12 月 25 日～令和 3 年 12 月 24 日）に伴う会長、副会長の選任が行われた。委員の互選により、会長に西村委員、副会長に荒川委員が選任された。

(1) 審 議

①生活保護業務にかかる訪問支援・ケース台帳管理システム等の構築について

保健福祉局生活福祉部保護課から、生活保護業務にかかる訪問支援・ケース台帳管理システム等の構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委 員 審議の対象はどこでしょうか。ケースワークシステムとアプリシステムは書かれているのですが、訪問支援・ケース台帳管理システムが見当たらないのですが。
- 保 護 課 図の左側の青矢印の下に記載しています。
- 委 員 分かりました。今回の審議の対象は、この3つのシステムが対象になっているということでしょうか。
- 保 護 課 はい。
- 委 員 こういうシステムの場合、一番情報漏えいが問題になるのは、端末だと思いますが、被保険者等のところの端末は被保険者のところなので、問題はないと思いますが、ケースワーカーが持っている専用タブレット端末にはデータは残らないのでしょうか。
- 情報化戦略部 はい。
- 委 員 アプリもログは残らないのでしょうか。
- 情報化戦略部 はい。ログを消します。
- 委 員 それはアプリを立ち上げたときに消すのでしょうか。
- 情報化戦略部 アプリをシャットダウンしたときに、証跡を消すことになります。
- 委 員 端末のシャットダウンというのは、どういう意味でしょうか。
- 情報化戦略部 入力する画面を閉じれば、入力した記録事項は全て消えることになります。

- 委 員 ケースワーカーはアプリを立ち上げて、入力して転送した後、自分のジョブが終わったときは…。
- 情報化戦略部 全て消去することになります。
- 委 員 そのような操作を要求するということでしょうか。
- 情報化戦略部 はい。
- 委 員 画面がロックしたときはその情報はまだ残っているけれども、パスワードを入力する必要があるという理解でよいでしょうか。
- 情報化戦略部 はい。
- 委 員 その端末を落としてしまった場合は、どうするのでしょうか。
- 情報化戦略部 モバイルデバイスマネジメントを行います。どこかに忘れてきた、落としてしまったという第1報を受けた場合、その端末のデータを消去します。
- 委 員 電源が切れていた場合は、どうするのですか。
- 情報化戦略部 電源が切れていれば、遠隔操作はできないのですが、立ち上げるタイミングは電源を必ず入れることになりますので、立ち上げた瞬間にデータが消えることになります。
- 委 員 それは何年間有効なのでしょうか。
- 情報化戦略部 年数の区切りはありません。
- 委 員 端末を拾って1年後に電源を入れて立ち上げた場合は、どうなるのでしょうか。
- 情報化戦略部 「消去」というジョブを解除しなければ、契約を解除しない限り、そのジョブが残りますので、消去できます。
- 委 員 期限を切らなくていいのでしょうか。
- 情報化戦略部 契約をしている限り、ジョブは残ることになります。

- 委員 図において、ケース台帳システムからデータが流れてくるところの矢印が点線になっていますが、どういう意味なのでしょう。USB だからでしょうか。
- 保護課 USB を庁内で持ち運ぶという意味です。
- 委員 この絵は USB を意味しているのですね。
- 保護課 はい。
- 委員 図に説明を書いた方が良いと思います。
- 保護課 はい。
- 委員 アプリは万全な体制をとっているのです、そのあたり、資料に書いておいた方が良いと思います。
- 情報化戦略部 分かりました。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。生活保護業務において、訪問支援・ケース台帳管理システム等を構築することにより、受給者の訪問計画の策定や進捗管理、インターネットを活用した申請手続き、タブレットを活用した訪問先での記録作成等が可能となり、被保護世帯等への円滑な連絡調整、援助体制の向上とともに、ケースワーカーの負担軽減に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

②市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis との結合について

保健福祉局健康部健康政策課から、市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis との結合について、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 自分の携帯端末に、マイナンバーを入力したことはないのですが、そのようなことをさせていいのでしょうか。
- 健康政策課 マイナンバーは一切使いません。マイナンバーを入力するのではなくて、マイナンバーカードの本人確認機能を用いて、4 情報を電子的に認証基盤と通信しまして、本人が入力するのは 4 桁の暗証番号のみです。アプリを立ち上げて、スマホにマイナンバーカードをかざして、アプリに暗証番号を入力することになります。そのシステムに今回接続することになります。
- 委員 スマホとマイナンバーをかざすということは、どういうことでしょうか。
- 健康政策課 パソコンの場合は、カードリーダーがあると思うのですが、最近のスマホは、カードリーダー機能を備えています。
- 委員 その機能を用いるということですね。分かりました。勤務されている方は、対象になりますでしょうか。
- 健康政策課 勤務されている方は、対象ではありません。
- 委員 カラダわかる Navi というのは、どういうものなのでしょうか。
- 健康政策課 神戸市が作成した市民向けの健康アプリです。本人の健康診断データ、食事データ、1 日に何歩歩いたとか、スマホで得た情報を基に、本人に対して健康アドバイスを行うというアプリです。例えば、朝ご飯を食べるときに写真を撮ると何カロリーとか、どういう栄養素が入っているとかか分かりますので、朝ごはんの食べ過ぎ、もう少し歩いた方が良くとか、アドバイスが即座に出てくるというものです。健康増進施策として、市民の方にスピーカー方式で皆さん健康になりましょうと言っていますが、ご本人に基づいた細かいアドバイスができるということで、スマホを活用して健康アドバイスができるアプリを開発したということです。また、健康ポイントが付きますので、ポイントをためて、市内のいろいろな商品と交換できたりしますので、楽しく健康になりましょうというアプリです。
- 委員 ご本人がデータを入力するわけですね。
- 健康政策課 そうです。歩数は自動的に入るようになっています。ウェアブル端末を用いれば、睡眠の状況とかも自動的に入るようになっています。
- 委員 集めたデータの二次利用は、どうなっているのでしょうか。

○健康政策課 二次利用については、学術機関等に対して二次利用を認めていますが、神戸市民の健康増進に役に立つものについて、倫理審査委員会に諮って、匿名化したデータを提供するということになります。

○委 員 契約書に書いてあるのでしょうか。

○健康政策課 利用規約に書いています。

○委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市民 PHR システムにおけるマイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis との結合については、市民が自らの健康情報を把握し、楽しく健康を維持することを目的とした市民 PHR システムと公的個人認証サービスと接続することにより、マイナンバーカードを活用し、申し込みからサービス利用開始までの期間短縮が図れることから、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

③高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システムの拡充及び情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システムの拡充及び情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 効率よくひとつのデータベースにまとめたということで、理解はできたのですが、介護保険システムと福祉医療システムの、別々の端末で入力していた情報がまとまったということですが、福祉医療システムのデータ等は参照するだけでよいのでしょうか。データを渡すということになるのでしょうか。

○国保年金医療課 データを渡します。介護保険システムから自己負担額の情報を後期高齢者システムに渡します。

○委 員 逆方向のデータの流れるはないのでしょうか。

- 国保年金医療課 はい。基本的には照会のみです。入力機能はございません。
- 委員 他にご意見がございましたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
高額介護合算療養費制度事務の効率化に伴う神戸市後期高齢者医療システムの拡充及び情報項目の追加については、健康保険、介護保険、福祉医療の各制度を利用されている市民の費用負担を、申請により軽減する高額介護合算療養費制度の事務を遂行するにあたり、神戸市後期高齢者医療システムを改修し、各制度のデータを同一画面で視認可能とすることにより、利便性の向上と待ち時間の短縮が図られることから、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。
- ④不法投棄防止カメラの設置について  
環境局事業系廃棄物対策部から、不法投棄防止カメラの設置について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。
- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 2点あるのですが、資料中の最大10台とするとありますが、エリアに対して最大10台なのでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 市内全体です。特に何区に何台ということは考えていません。
- 委員 全体で10台ということでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 問題個所に設置していきながら、問題が解決したり、一定の効果が得られれば移設する形で、あちらこちらに設置することを想定しています。
- 委員 10台という数字を指定しない方が良いと思うのですが。変更があったときに大変だと思うのですが。
- 事業系廃棄物対策部 現状面、いきなり10台を設置する予定はなくて、当面は2、3台を設置して、どんなに増えたとしても、管理上の問題もあるので、10台が限度であると考えています。
- 委員 資料では、直近7日間の映像を保存するとなっていますが、図では保存期間3年となっているのですが。

- 事業系廃棄物対策部 図中の 3 年間というのは、限定的に事件性があるとか、警察に提供したとかに関してです。
- 委員 事件が 7 日以内に分からなければ、データは消えてしまうのでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 そうです。データは上書きされますが、基本的には毎日市内でパトロールをしていますので、7 日以内に分からないというケースは、ほぼないと思います。
- 委員 監視カメラの効果は、抑止に重点を置いているのか、摘発に重点を置いているのかどちらでしょうか。
- 事業系廃棄物対策部 両方を考えていますが、この度のカメラの設置については、抑止に重点を置きたいと考えています。
- 委員 はっきりと、監視カメラ設置ということを看板で知らせることになる訳ですね。
- 委員 他にご意見がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。従前の山間部に加えて、市街地の多量あるいは経常的に不法投棄が行われている場所において、不法投棄の抑止や警察等捜査機関への情報提供を目的に、不法投棄防止カメラを設置し、円滑な事案解決を図ろうとするものであり、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑤市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について

交通局高速鉄道部施設課から、市営地下鉄駅舎内におけるスマート音声案内システムの構築について、条例第 7 条（収集の制限）、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 資料に、「世界が直面する人口減少」とありますが、世界の人口は増えているのですが。あと、「先進」を括弧で括っておられるのですが、何か意味はあるのでしょうか。「先進」を強調したいのでしょうか。



- 施設課 はい。
- 委員 役所の場合、割と難しく書くことが恒常的になっているので、修正したほうが良いのではないのでしょうか。
- 施設課 分かりました。
- 委員 解析結果は、どうするのでしょうか。公開する予定は、あるのでしょうか。
- 施設課 公開予定はありません。
- 委員 検証は、受託事業者なのでしょうか。
- 施設課 受託事業者が検証して、市に結果を返してもらうことになります。効果があれば、別の駅での導入とかを考えていきたいと思います。
- 委員 SDカードを抜くのは、受託事業者の方ですか。
- 施設課 そうです。
- 委員 それは、教育を受けた人なのでしょうか。
- 施設課 教育を受けた方にさせていただくことになります。
- 駅務統括所 駅施設内ですので、市の職員の立会いのもと、作業を行っていただくことになります。
- 委員 なぜ、ネットワークにしなかったのでしょうか。
- 駅務統括所 1か月という短い期間のためです。
- 委員 混雑を検知してアナウンスする判断は、AIに任せるのですか。人間がチェックする場面はあるのでしょうか。
- 施設課 セットアップの段階では、人間が調整することになります。
- 委員 安全にかかわることですので、AIに任せるのは抵抗感があります。
- 施設課 安全に影響のないようにしてまいります。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市営地下鉄駅構内にカメラを設置して、収集した映像データを AI 機能の活用により、駅構内の混雑状況を把握し、混雑時にスピーカーで乗客を他の動線に誘導することは、駅構内の混雑緩和に寄与し、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といったしたいと思います。

⑥インターネット診療予約取得システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、インターネット診療予約取得システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 資料には、「印字した予約情報を」とあるのですが、印字する必要はあるのでしょうか。

○市民病院機構 予約システムの端末は専用のパソコンであり、実際に予約を入力するのは電子カルテシステムの端末ですので、ダブルチェックを行うために、一旦、紙で出力しています。

○委員 印字した紙の管理は、どのようにされているのでしょうか。

○市民病院機構 現在、ファックス予約の取得に関しては、申込書をファックスで送っていただいていますので、1年間保存していますが、大量の書類になりますので、箱に入れて封をして、外部の方が入れない倉庫に保管しています。

○委員 分かりました。

○委員 図にあるインターネット予約システムは、日本全国にあるシステムでしょうか。それとも神戸市で作ったシステムでしょうか。

○市民病院機構 委託事業者が作ったシステムを契約して利用しています。全国では、20 から 30 の医療機関が契約をされていると聞いています。

○委員 既にあるシステムということですね。だからクラウドなんですね。予約で

あれば、病院の端末で大丈夫と思ったのですが。それから、旧来システムの場合は、電子カルテ入力がなかったのですが、今回のシステムは予約した段階で、電子カルテ入力ができるようになるということでしょうか。

- 市民病院機構      ファックス予約も WEB 予約の場合も、電子カルテの作成は必要になりません。
- 委            員      ファックス予約取得イメージに電子カルテ入力がないので、電子カルテの入力が必要であれば、書かれたほうが良いと思います。
- 市民病院機構      分かりました。
- 委            員      他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。地域の医療機関から患者の紹介を受けるにあたり、現在、ファックスで予約を受け付けているところ、インターネット診療予約取得システムを導入することは、予約取得時間の減少等に寄与し、患者や紹介元医療機関の負担を軽減することとなり、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑦ 類型化事項について

市民参画推進局市民情報サービス課から、類型化事項について、条例第 33 条（審議会）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委            員      ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委            員      諮問案件の概要は、分かりやすく書いていただいたほうが良いと思います。
- 市民情報サービス課      分かりました。
- 委            員      公共施設の防犯カメラの設置の撮影範囲について、「個室等狭い空間を撮影し、来訪者個人を限定して特定できる態様で撮影する場合は対象とならない」とあるのですが、例えば、いろいろと窓口があるなかで、ある人が呼び出されて窓口で映る場面を撮るかもしれないけど、全体的に映っていれば対象になるということでしょうか。
- 市民情報サービス課      想定しているのは、限定的というのは、スポット的に撮影するということ

になりますと、特定個人の方が特定された状態で撮影されることになります。比較的どこのフロアにしても、市民対応をするところは広いフロアになっています。そういうところは、何台も置くことはまずない訳でありまして、基本的には、一般防犯的なカメラの設置ということになりますと、撮影の角度によりますけれども、比較的離れたところからの撮影にならざるを得ないと思っています。委員のご指摘の場合は、類型の中に入れていきたいと考えています。

○委員 遠くから窓口に来ている人の映像を映すことは想定していて、広い部屋だからと言って、ある場所にスポットをあてる場合は外れている。

○市民情報サービス課 そうです。

○委員 部屋は広くても特定の人が映る角度のカメラは入れない。類型化の対象ではない。混雑する窓口を映していたら、毎日多くの人が映っていることも入るのですか。

○市民情報サービス課 前回、収税課が防犯カメラの諮問を行ったケースがありますが、窓口業務ですが、特定のテーブルのみを撮るのではなくて、フロア全体を映すということでございますので、そのようなイメージの場合は、今回の類型の対象にするべきかなと思います。

○委員 なお書きの「個室等狭い空間を撮影し」というところの解釈が、「等」ですから、特定の場所にならないというふうに読めるのかもしれませんが、類型化するとそこがぶれてしまうのでは。

○市民情報サービス課 そこをどこまで解釈するかということもありますが。

○委員 広げすぎるのもどうかと。類型化する場合も、個室等狭い空間でなければいいか、というようにならないようにご注意くださいと思います。

○委員 具体的になるかもしれませんが、「特定の個人を対象として撮影する」というのはだめでしょうか。

○委員 撮影範囲のなかに窓口があつて、人と応対しているところを映すということはあつても、その席だけをずっと映し続けることはたぶん入っていないと思います。

○委員 不特定多数の方が含まれている形ということ。

- 委員 員 ただ、ある場所を映しているのであれば、人は変わっていくので、不特定多数となると思うのですが、それがどうなのかどうか。
- 市民情報サービス課 例えば、机だけを映しているということだと、この対象にはならないということです。
- 委員 員 受付のカウンターのようなものがあつた場合、全体を映すというイメージですね。
- 市民情報サービス課 はい。
- 委員 員 それがうまく伝わって類型化の対象と違うものが分かるかどうか。
- 市民情報サービス課 表現を変えさせていただいて、誤解を招かないような形で整理します。
- 委員 員 部屋が狭いか広いかで判断しないようにしていただければと。趣旨はそうではないと思うので。
- 市民情報サービス課 分かりました。
- 委員 員 もう少し明確な表現にできる可能性があるかもしれませんので、表現を検討してください。
- 委員 員 他にご意見はございませんか。
- 委員 員 今の点いかがでしょうか。撮影範囲を少し限定するということは。
- 委員 員 間違っていないと思うのですが、よりよい表現があるのであれば、その方が良いと思います。
- 委員 員 ガイドラインのなかの文言ですかね。もう少し明確な表現が良いと。
- 委員 員 はい。
- 市民情報サービス課 類型にも同じような表現がありますが、ガイドラインのほうでより詳しくということでもよろしいでしょうか。
- 委員 員 ガイドラインではっきりしていれば、ガイドラインに沿って判断している

ということになると思います。

- 委員 表現は一緒ですね。
- 委員 そうですね。ですから、揃えたほうが良いのかなとも思いますし。
- 委員 「個室」を取ってはどうか。
- 委員 「個室等において」となっていると、個室でなければいいのかと思う人がいないか心配です。今の話だと、広い部屋でもある場所にスポットをあてずずっと映すと、人は入れ替わるけど、そこだけを映すということは入っていない。
- 市民情報サービス課 「特定の場所」という言葉を加えさせていただくということはどうでしょうか。
- 委員 むしろ、狭い空間を撮影し、というところが本題だと思うのですが、狭い空間という言葉が類型に載るというのもなんかちょっと変ですね。
- 委員 おっしゃっている文言を、外してしまっただけではいかがでしょうか。
- 委員 はずしてしまっただけで、撮影範囲のなお書きのところに、例示をもう少し、「個室を映す」とか、「特定の席を映す」とか、いくつか載せる方が個室の呪縛から離れられそうな気がします。
- 委員 類型の方も、「個室等において」というところを削除しましょうか。
- 委員 撮影範囲のところに個室を含めて、いくつか例示すると。
- 委員 「個室等狭い空間を撮影し」という、文言を削除したほうがよいですか。
- 委員 例示をいくつか付け加えて、意味がつながるのであれば、この文言は削除してもいいかもしれませんが。今、何を付け加えたらいいのかははっきりしませんけれども。
- 委員 類型の部分の、ただし書きのところの「個室等において」は、削除することによってよいでしょうか。
- 委員 そうですね。

- 委員 狭い空間という言い方が、特定の空間という方がいいのではないのでしょうか。
- 委員 ガイドラインの文章表現は、時間をおいて検討していただきたいと思います。すぐにいいアイデアが出ないようです。
- 市民情報サービス課 はい。
- 委員 類型の方についてだけ、「個室等において」という文言を、削除するという形で確定したいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員 もう少し時間をかけて検討してもいいと思いますが、防犯カメラとドライブレコーダーの設置について、それぞれガイドラインを制定すると、さらには運用の要綱もつくるということで適正な運用を図るということです。個別に、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとしたと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 もし時間があるのであれば、ガイドラインの文言を見直したうえで、もう一度諮ったほうが丁寧かなと思います。
- 市民情報サービス課 そうしましたら、防犯カメラのシステムについては、次回の審議会でガイドラインの修正部分について、あらためてお諮りしたいと思います。
- 委員 そういう形にしたいと思います。
- 委員 類型化の答申を除きまして、その他に審議いたしました案件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 (特に異議なし)

## (2) その他

### ①処理システムへの情報項目の追加について(報告)

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、報告がなされた。

### ②個人情報を取扱う事務の届出について(報告)

事務局から、個人情報を取り扱う事務の届出について、報告がなされた。

議題の審議終了後、西村会長から不服申立審査部会委員として、荒川委員、柴田委員、高野委員、中川委員、西村委員、以上 5 名が指名され、特定個人情報保護評価書点検部会委員として、玉置委員、灘本委員、西村委員、以上 3 名が指名された。

○委員　それでは、これもちまして、第 96 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。